

平成25年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成25年11月5日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時10分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 中村 立子

委員 中本 賢

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 原田

教育環境整備推進室長 海野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

生涯学習部長 渡部

総合教育センター所長 鈴木

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 五十嵐

健康教育課担当課長 田宮

生涯学習推進課長 池谷

教育環境整備推進室担当課長 鈴木

指導課担当課長 上杉

市民・子ども局子ども本部子育て施策部長 中村

市民・子ども局子ども本部子育て施策部青少年育成課担当課長 徳久

担当係長 外山

書記 伊丹

【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

9月の定例会及び10月の臨時会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいてい
ることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 1名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許
可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同
様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 3 は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずる恐れがあるため、

議案第 5 3 号 及び **議案第 5 4 号** は、議会の議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずる恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

< 了承 >

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第 1 5 条」により、吉崎委員と中本委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【峪委員長】

庶務課長お願いいたします。

【庶務課長】

それでは、報告事項 No.1「叙位・叙勲について」御報告を申し上げます。高齢者叙勲を受けられた方が1名、いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。伊藤先生につきましては、昭和19年に教職に就かれ、昭和61年に川崎市立四谷小学校長として退職されるまでの41年間、教育の充実に御尽力をいただきました。とくに、昭和57年に川崎市立四谷小校長に任ぜられてからは健康教育や学校給食の充実、また人権尊重教育を基盤とした学校経営にご尽力をいただき、神奈川県及び川崎市公立学校女性校長会の要職を歴任するなど、小学校教育の充実と発展に意を注がれました。その長年の教育功勞に対しまして叙勲を受けられたものでございます。以上でございます。

【峪委員長】

御質問ありますか。それでは、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 2 中学校の昼食について

【峪委員長】

健康教育課担当課長お願いいたします。

【健康教育課担当課長】

それでは、報告事項 No.2「中学校の昼食に関する実態把握アンケート調査の実施について」を御覧ください。中学校給食の実施状況につきましては、教育委員会会議で御説明してきたところでございますけれども、今回、中学生の昼食に関する実態把握のため、アンケート調査の実施を計画しております。後ほどアンケート調査の項目につきまして、教育委員の皆様にご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず、アンケート調査の目的ですが、1目的の、上から8行目からの部分でございます。他政令市ではほとんどの都市において中学校完全給食を実施し、平成26年度に実施を予定している神戸市を除きまして、未実施の市は本市のほか横浜市、堺市のみとなっております、これら社会環境の変化等も踏まえまして、教育委員会といたしましては、改めて本市生徒の昼食の状況について調査・研究するため、アンケートにより実態把握を行うものです。対象は、市

域7行政区から、各区2校1学級を抽出し、現中学2年生の生徒とその保護者として思いをします。調査数は約1,000人程度、実施時期は、今年の12月頃を予定しております。調査項目でございますが、今回は、質問内容を「中学校での昼食について」「弁当について」「小学校の給食について」「中学校給食について」の4点に絞りました。今回の調査では、生徒の生活状況や健康についての項目には触れていませんが、これらの項目につきましては別の機会に調査を行えればと考えております。また、今後の日程につきましては、アンケート調査項目について、「学校における食育推進検討会議」の委員とも協議すると共に、中学校と調整して調査実施校を決定いたします。その後、12月頃に調査を実施し、教育委員会事務局にて集計、分析し、その結果を教育委員会会議で報告したいと考えております。なお、9月の定例会の際に御質問がありました、特別支援学校の給食実施の経緯についてでございますけれども、豊学校につきましては昭和26年4月に豊学級としてとして中原小学校内に設置され、田島養護学校では昭和47年4月に養護学校川中島分校として川中島小学校内に開校しています。いずれも小学校内に設置されていたことから、小学校と併せて給食が行われていたのではないかと考えられます。また、養護学校は昭和37年4月に開校し、翌昭和38年6月から学校給食を実施しています。私からは以上でございます。

【峪委員長】

御質問、御意見等ありますか。

【中本委員】

よろしいですか。是非アンケートを実施していただきたいと思っています。ただ、実態の把握だけでなく、どのような食育に関する関心を持っていらっしゃるのか、とくに保護者の方の意見が知りたいですね。実際、スクールミーティングで僕たちも一緒に昼食を食べたりとかしてありますが、ここはこうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかとか思うことが多いのですが、いかがでしょうか。

【健康教育課担当課長】

食育の視点ということですね。

【中本委員】

それをどのくらい保護者の方たちは関心を持っているか。いずれは、食育を通して地域が参加できるような形が望ましいと思うのですが、その布石として加えて頂きたいと思えます。

【健康教育課担当課長】

検討いたします。

【中村委員】

今の項目で入れるということに対しては反対です。反対と言うのは、今回は実態調査ということで、本当に実態を調べていただくというのが基本だと思うんです。だから、食育というところを集計して、そこに関わるファクターというか、それが読めるような分析をすることは大事で、そういう項目があつていいと思うんですけども、基本的には実態調査なので、あんまり恣意的な言葉は使わないほうがいいと思うんです。それは例えば、保護者用だとすれば、家庭では栄養のバランスを考えてやっているんですかとか、具体的な聞き方ですよ。そういうことをやらないと本当の姿が見えてこないし、判断ができない。アンケートはすごく有効な手段なんですけれども、危ない点もあつて、やるほうに恣意性が含まれたりとか、いろんなことがあると、本当の実態が見えないものをしてしまうことになるので、実態調査というふうに徹底してやっていただいたほうがいいと私は思っています。だから、生徒たちにも、お弁当についてと書いてありますけども、率直にどうなのかということが答えられるような、そういう項目立てにさせていただきたいなというふうに思いますし、保護者も率直に、例えば大変だったら大変とか、それは何が大変なのか。例えば食材を揃えるのが大変だとか、時間的に大変だとか、いろいろあると思うんですけども、そういう答えやすい項目にさせていただいたほうがいいと思いますし、あんまり「思い」をとらないでほしいな。あくまで実態調査ということであれば、実態をとったほうが、私はいいと思いますし、そこから思わぬヒントが出てくることがよくあるので、そういうふうに徹するのがいいかなと私自身は思いますけど。

【高橋委員】

私も中村委員に結構賛成のところがあります。事実を知って、結果今、お弁当だったりランチサービスだったりという選択肢もあるんですけども、全体を把握して、給食に限らず、教育委員会としてやるべきこと、目的というのをしっかり見据えて、その先、本当にお弁当じゃなく給食なのかというような、正しい判断ができるような、よりフラットな情報が、川崎はどうするんだという感じですかね。目的の中にも、他政令指定都市では完全給食をやっているけど、その目的は実態としては実際どうなんだろうということも、比べるべきものなのかどうかということも含めて、川崎はどうなんだという判断ができるようなフラットな情報というのが見えてくると、他の部分の課題も出るかもしれないと思って、非常に賛成です。

【吉崎委員】

よろしいですか。何でも物事は、メリットとデメリットがありまして、すべてがいいのかということはないと思うんですね。でも、親や本人が弁当の良さは何だと感じているのか、あと問題点はなんなのか。今、いろいろ、大変だとかあるでしょう。また、家庭の事

情もあるでしょうからね。一方、給食に対しては何がいいと思ってるのか。子どもたちは小学校で食べてますのでわかってるし、親も子どもたちが小学校の時代、給食だったのである程度判断できると思うんですね。給食の良さは何なのか、逆に問題点は何なのか。やっぱり給食の問題点というのも大事だと思うんですよ、私。やっぱりいろんな事情があると思うんですよ、今。健康の面とか好みのもとか、いろんなことがありますからね。川崎というのは、どんな実態が出てくるのかというのが、やっぱり大事だと思うんです、我々判断する時に。物事はすべて良い点と問題点といますか課題がありますので、両方が浮き彫りになるようなものがないかなと思うんですよ。そういう表でも作ってもらえませんかして、うまく工夫していただいて、選んでいただいて、何を良いと思ってるか、何を課題と思ってるかみたいなものを率直に聞いたらどうでしょうか。子どもと親がずれてるのか、同じなのかも重要です。我々は自分の経験でしか「給食とは」って判断できない。私は小学校は給食、中学校は給食じゃありませんでしたので、そういう経験しかないの、我々として知りたいのは、今の子どもたちと親がそれぞれどういうふうに判断しているのかということですね、むしろ。是非そういうことを工夫してほしいなと思います。

【峪委員長】

これまで中学校給食はなされていなかった、牛乳はあったかもしれませんがね。本当に大きな動きをするのか、またはするとしたら、どのような内容でいくのか、しっかりとビジョンを持って、ただ給食をするとかいうだけではないという話でしょうから、皆さんからももう少し様々な意見をいただいて。

【中本委員】

踏まえて、実態的なことも必要なんですけど、やっぱり知りたいですよ。どういう方法論があるのかはわからないですけど。

【中村委員】

自由記述をつける予定はあるんですよ。

【健康教育課担当課長】

今のところはまだ、それは考えてはいないです。

【中村委員】

この調査で、すべて方向を決めていくというわけでもなく、その後これをたたき台に考えていくというふうに考えているわけですよ。

【健康教育課担当課長】

そうですね。傾向をみてからという形ではありますので。今のところは自由記述ということは、考えてはいないんで、なるべく簡単に答えられるような形で考えようかなと。委員がおっしゃったようなことも入れながら、ちょっと考えようかなと思っています。

【中村委員】

でも、実態だから入れられるんでしょ。例えば「食育という言葉を知っていますか。」とか、そういうような実態はとれる。それと、例えばリンクして分析できるような形の項目を作っておけば、それでリンクさせた後で、その結果分析のところで役立つものが出てくる可能性はありますよね。

【健康教育課担当課長】

そうですね。今日の御意見を伺いながら検討していきたいと思います。

【中本委員】

僕は、やっぱり学校で給食をやる最大の利点は、食を教育の中で生かせることだと思います。なんかこう、食育って知ってますか、だけでもいいのですが。

【吉崎委員】

一点いいですか。これは、すぐの調査じゃなくてもいいんですが、私も海外にいろいろ教育関係で行くことも多いし、国内もいろいろ見ることは多いんですね。でね、一番すごくいいと思うのは、これは簡単な話ではないんですが、月1回だけ給食をAとB選べるというのがあるんですよ、海外なんか行くと。週1回は難しいんですけどね。あと、日本でもあるんですよ。つまりね、給食いいんですけど、いつも同じというのじゃなくて、AとB選べる、魚と肉から選べるとかっていうことが、すごくいい教育的な意味を持つところがあるんですよ。ただこれ大変ですけどね。月1回とか数を用意するために、事前に希望をとってやらなくちゃいけないので。でも食育ということに繋がるんですよ、自分の食を選ぶということ。ただ与えられたものだけ食べちゃうという感じに、今日の給食ってなりがちな点もあるんですよ。だからそれをね、あるところではいいんだけど、選べるとかいうところは僕、根本的給食の重要な点だと思ってるんですよ、海外とか見てきて。だからそういうことはね、先の話になるんですけどね、なんか今までの給食とちょっとでもなんかこう変えるというかな、イメージを。それがね、僕はなんかすごく大事な時代に入ってるんじゃないかなと感じるところがあるので。この中に入れろとか言ってるんじゃないで、頭の中にちょっと入れておいてほしい、イメージですね、給食に対する。

【中村委員】

内容を設計するときに、フェイスシートでも何でもいいんですけど、例えばお弁当を誰

が作ってるのかというのは、とってもらいたいと思います。これまで、何かすべてお母さんが作っていると決めつけられて話が進んでくるように思うんですけど、決してそうではないし、父子家庭も増えておりますし、うちも5年半は夫が作りましたし。そういう意味では、例えば、片方にだけ非常に重い役割がいつてるからつらいんだということなのかもしれないし、同時に家庭科で家族のあり方というか、家族の協力ということもやってるわけだから、そのこのところとの話もね、やっぱり必要だと思うんですよ。だから、そのこのところも入れておいてほしいなと思います。

【中本委員】

実施するに当たって必要なデータと、教育とどうリンクさせるかという、この二つ話があるんですね。給食実施するに当たっては、様々なことも理解しなくちゃいけない。この二点で、こっち側の理想と現実の部分のをうまく配置していただくと、データとしてちょっと意味が出るかと思います。

【峪委員長】

私は、弁当の質問というのは難しいと思う。「今まで誰が多く作ってましたか」って、お父さんもお母さんもいない人とかいるし、自分で作ってないし、買ってきてるかもしれない。それが、やむを得ずそうしてるのだとしたら、その本人、それがたった一人か二人であつても、ちょっと質問は酷かなという気もします。あるいは、弁当というのは非常にぬくもりがあるものというふうにして、弁当はぬくもりのあるものですよ、みたいな求めをするアンケートというのもやっぱり、先ほどの理由で、ぬくもりのある弁当を持たせられてこなかった子には、ちょっとかわいそうな質問だなとも思うし、総じて弁当のことを聞くことがこの段階で必要かなともそもそも思うし、弁当の質問はなかなか難しいなと私は思いますね。

【中本委員】

お子さんもしなきゃいけないんですか。

【健康教育課担当課長】

やっぱりお子さんが一番大事ですかね。

【中村委員】

でもこれ、みんなでその場で書くんじゃなくて、持ち帰りで書いてきてもらうんですか。

【健康教育課担当課長】

できるだけその場で書いてもらって回収しようと思ってます。たくさんはなかなか難し

いので、学級活動、最初のホームルームとか、そういうところでできるぐらいの量かなと思ってるんですけども。その場で書いてもらう、ぱっぱっと書けるような、三択みたいな感じで書けるようなというイメージです。

【中村委員】

でも、人に見えるように回収するわけでもなんでもないでしょ。折りたたんで回収するとか。

【健康教育課担当課長】

回収方法は検討しますけれども。

【峪委員長】

何でそういうことを。

【中村委員】

だって、例えば、逆にそういう選択肢がないほうがかわいそうですよ。みんなこっちかこっちなんだな、自分はここからはずれてるなって、そうやって意識させられるほうがかわいそうですよ。やっぱりそういうことも考えてもらってるというふうに思えるほうがいいと私は思いますけど。

【吉崎委員】

だれが弁当作るかって話でしょ、今おっしゃってるのは。

【高橋委員】

アンケート内容って生徒と保護者で変えることもできるんですよ。

【健康教育課担当課長】

同じような項目の中で、保護者用と生徒用ということで、親にはちょっとニュアンスを変えたりということはして、別に作らなきゃいけないと思っています。

【高橋委員】

そうですね。

【峪委員長】

余談ですけども、スクールミーティングで昼食を共にした時には、みんな弁当でしたね。ところが某中学校の近くにある朝のコンビニの風景は、中学生がいっぱいで、みんな

弁当買ってる。弁当ではなくて、パンと牛乳だったり、そのようなものなんですけどね。そういう学校もあるわけですね。必ずしもスクールミーティングで見た学校ばかりではないということです。

【吉崎委員】

だから、実態調査してみるということでもいいんじゃないですか。我々きちっとね、自分の見た範囲だけ言ってるんじゃないで。これ、地区も選んでるわけでしょ。

【健康教育課担当課長】

はい。7区から2校選ばうと思ってます。

【吉崎委員】

無記名でしょ。

【健康教育課担当課長】

はい、そうです。無記名です。

【吉崎委員】

ですから、嫌だったら折ってもらってもいいしね。やっぱり実態を知るというのは、我々すごく大事で、謙虚にどういうふうに弁当というものを思ってるのかとかということと、給食どう思ってるのかがわかるようなものがあつたほうがいいと思うんですよね、判断するのに。だから、それでいいんじゃないんですか。あんまり考えすぎなくていいと思いますよ。淡々と聞いてもらって。

【中村委員】

実態調査だから、淡々が一番いいですよ。

【吉崎委員】

委員長が御心配なのはわかりますけど。微妙なところになるのかなという感じはある。だけど淡々につけてもらったらどうですか。

【中村委員】

つけやすい項目にして、あとでクロスをしたら何かが見えるっていう仕掛けのほうがいいと思う。

【峪委員長】

一度やってみてください。学校給食は言わずもがなですけれども、最初の頃はね、食べるだけ、食べていない子どもに食べさせるだけから始まった学校給食だったかもしれない。それはもう、栄養とか何にもなかったでしょうね。ただおなか満腹になればという。今はそういう話ではないわけですよ。そうすると、川崎はこれから給食を始めるというのに当たって、やはり何か教育的なビジョンを持って、しかもそれをどの程度反映できるかという、極めて大事な問題ですよ。それをこれからまた続けてやっていこうということですので、今後ともよろしく願いいたします。それでは、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 平成25年度優良PTA被表彰団体の決定について

【峪委員長】

生涯学習推進課長お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

報告事項 No.3「平成25年度優良PTA被表彰団体の決定について」御報告させていただきます。資料の1ページを御覧ください。こちらは、優良PTA文部科学大臣表彰推薦要綱でございます。優良PTA表彰は、PTAの健全な育成、発展に資することを目的に、2にございます表彰基準に沿って選考されております。「会員の総意を十分反映した運営が行われているか」、「学校教育及び家庭教育に関する学習活動などが活発に行われているか」、「地域の教育環境の改善に効果を上げているか」など、組織、運営、活動の面から優秀な実績を挙げているPTA団体を表彰するものでございます。3ページから4ページには「優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱」を添付してございますが、第2条の表彰候補者の推薦基準

につきましては、優良 PTA 文部科学大臣表彰の表彰基準と同様の基準となっております。今年度の選考につきましては、5月8日に市の優良 PTA 表彰候補団体選考委員会を開催し、各区 PTA 協議会より推薦のありました計 13 団体の中から、文部科学大臣表彰推薦団体 2 団体、神奈川県教育委員会表彰推薦団体 5 団体を選出し、神奈川県教育委員会へ推薦しておりましたが、この度神奈川県教育委員会から被表彰団体の決定について通知があったところでございます。次に、5 ページを御覧ください。平成 25 年度の優良 PTA 文部科学大臣表彰についてでございますが、本市より推薦いたしました 2 団体とも神奈川県教育委員会の選考委員会を経て、文部科学大臣へ推薦され、この度被表彰団体として決定されました。被表彰団体は、「東小倉小学校 PTA」、「南生田小学校 PTA」の 2 団体でございます。次に平成 25 年度優良 PTA 神奈川県教育委員会表彰についてでございますが、本市から推薦いたしました 5 団体とも被表彰団体として決定されました。被表彰団体は、「藤崎小学校保護者と教職員の会」、「古川小学校 PTA」、「上丸子小学校保護者と教職員の会」、「枳形中学校 PTA」、「栗木台小学校 PTA」の 5 団体でございます。なお、本表彰結果の報道発表は 11 月 11 日頃に予定されておりますので、公表等につきましては、格段の御配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。また、文部科学大臣表彰の表彰式と同時に社団法人日本 PTA 全国協議会会長表彰式がございますが、川崎市 PTA 連絡協議会から推薦されていた「西中原中学校 PTA」、「宮崎台小学校父母と先生の会」の 2 団体及び個人として、「はるひ野小中学校 PTA 河野一美様」が被表彰団体及び被表彰者として決定されております。なお、6 ページ以降には、被表彰団体の業績を添付しておりますので、御参照ください。以上でございます。

【峪委員長】

御質問ありますか。ないようでしたら、承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

9 議事事項

議案第 53 号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、教育環境整備推進室担当課長、指導課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第 53 号につきまして、御説明申し上げます。2 ページを御覧いただきました

いと存じます。制定要旨でございますが、「養護学校及び田島養護学校の名称を変更し、並びに田島養護学校の再編整備に伴い、田島支援学校の分校として田島支援学校桜校を新設するため、この条例を制定するもの」でございます。改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページを御覧ください。川崎市立学校の設置に関する条例の新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後の表でございます。この条例は、川崎市立学校を設置するために制定されたものでございます。別表4は特別支援学校の名称及び位置について定めておまして、養護学校と田島養護学校の名称を、それぞれ「中央支援学校」「田島支援学校」と改め、田島支援学校の下に、分校である「桜校」を新たに規定するものでございます。恐れ入りますが、1ページにお戻りください。一番下の附則でございますが、「この条例は、平成26年4月1日から施行する。」ただし、分校の規定につきましては、分校の設置にあたり、学校教育法の規定により神奈川県教育委員会の認可が必要となることから、今後、認可申請を行い、認可を受けた後に規則で施行日を定めるものでございます。また、こちらの条例案につきましては、今年の11月から開催される第4回市議会定例会に、議案として提出される予定でございます。引き続き、名称の変更及び分校の新設につきまして、教育環境整備推進室担当課長から御説明申し上げます。

【教育環境整備推進室担当課長】

続きまして、条例制定について、これまでの背景等について御説明申し上げますので、お手元の資料1を御覧ください。「1 校名変更の背景」について御説明いたします。平成19年4月施行の学校教育法改正により、障害児教育から特別支援教育への転換に合わせて「養護学校」という表記が「特別支援学校」に変更になりました。これは、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、今までの「特殊教育」から一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことをめざした「特別支援教育」への転換を図ることが基本的な方向として示されたことを受け、中央教育審議会の答申の提言等を踏まえて、文部科学省において法改正が行われたものでございます。この変更を受け、全国でも「養護学校」から「学園」、「支援学校」又は「特別支援学校」への校名変更が行われております。次に、校名検討の経過について御説明いたします。平成24年度に校内における意見聴取を経て、校名候補（案）を選定し、地域の意見聴取を行い、平成25年5月に開催した「川崎市立特別支援学校校名検討委員会」において、学識経験者や市民の代表の方などから御意見を伺ってまいりました。その検討の中で、校名を検討する方針として次の3つを挙げ、それを基に検討してまいりました。一つ目は、特別支援教育の理念を受け「〇〇支援学校」を基本とすること。二つ目は、共生社会の理念を受け、地域との連携を目指し地域名を基本とすること。三つ目は、児童生徒に馴染みやすく親しみやすい名称とすること。以上の方針を基に、川崎市立特別支援学校の校名を検討してまいりました。次に、右側の「2 川崎市立養護学校の校名変更について」を御覧ください。川崎市立養護学校は、昭和37年に

川崎市で唯一の養護学校として開校し、今日まで川崎の障害児教育を中心的にリードしてまいりました。川崎市内で最初に設立された養護学校であったため、固有の校名がなく、固有の校名を求める声の関係者からございました。川崎市内の中央に位置し、現在、生徒は川崎市内の広い地域から通ってきております。今後、高等部の分教室をはじめ、大戸小学校内の小学部分教室や稲田小学校内の小学部分教室を統括するセンター的な役割を担うこととなります。以上のことから、校名案として「川崎市立中央支援学校」が選定されました。次に、下の「3 川崎市立田島養護学校の校名変更について」を御覧ください。川崎市立田島養護学校につきましては、昭和47年に川崎市立養護学校川中島分校として開設され、昭和57年に校名を川崎市立養護学校田島分校と改め、現敷地に校舎を新設し移転いたしました。なお、現在の「田島養護学校」の名称は、市立養護学校から分離独立した昭和61年4月以降使用しております。また、現在地に移転してからは、地域との連携を大切にして教育を行ってまいりました。現在、児童生徒は、川崎区と幸区から通ってきております。以上のことから、校名案として「田島」の名称が校名として保護者、地域に定着しているため、「川崎市立田島支援学校」が選定されました。また、後ほど資料2で御説明させていただきますが、旧東桜本小学校跡地で整備を進めている小中学部でございますが、地域にゆかりの文字「桜」は、市立養護学校から分離した時点で分校名として検討した経緯があり、また、初代のスクールバスも「さくら号」であり、代々このバスの名称は引き継がれております。また、旧校舎の校庭にあったシンボルの桜を分校名として残したいという意見があったことから、校名案として「川崎市立田島支援学校桜校」が選定されました。

続きまして、資料2を御覧ください。ただ今申し上げました田島養護学校の小中学部の分校の設置につきまして御説明いたします。1の表を御覧ください。田島養護学校の在籍児童生徒の状況ですが、年々増加し、施設の狭隘状況が課題となりました。このため、現敷地では、児童生徒の増加に対応できないため、旧東桜本小学校跡地を活用し、小中学部と高等部を分離して知肢併置の特別支援学校として再編整備することといたしました。次に、再編後の田島養護学校の位置づけでございますが、川崎南部地区の重度知的障害及び肢体不自由児童生徒の専門的な教育拠点となり、また、医療的ケアの拠点となります。なお、川崎市の中部は県立中原養護学校、北部は県立麻生養護学校が同様の役割を担っております。次に、高等部と小中学部の位置づけでございますが、先ほども御説明させていただきましたが、現敷地を高等部として本校に、旧東桜本小学校跡地を小中学部として分校と位置付けております。次に、これまでの協議経過についてでございますが、平成21年8月の「田島養護学校再編整備方針」において小中学部と高等部を分離し知肢併置の特別支援学校として再編整備を図ることとされ、「桜本小学校・東桜本小学校統合に伴う学校跡地活用方針」において、分離した小中学部を旧東桜本小学校跡地に移転させることとしました。その後、「かわさき教育プラン第3期実行計画」に基づき、再編整備に取り組んでまいりました。また、昨年度から開催している「特別支援教育推進検討委員会」の中間まと

めにおいて、学校の独自性や学校規模を考え、高等部を本校とし、小中学部を分校と位置付けることが望ましいとの方向性が示されたところでございます。次に、小中学部を分校とした場合のメリットでございますが、田島養護学校としての一体感と連携を維持しながら、小中学部の児童生徒数に応じた学校運営体制や施設規模に応じた管理・整備体制を構築できることや、一貫した教育を維持しながら小中学部の発達段階に応じた効果的な教育課程を実施できること。小中学部独自の安全管理体制を構築し、養護教諭の配置による独自の健康管理や緊急対応が図られることが挙げられます。次に、分校設置のスケジュールでございますが、初めに分校の設置関係でございますが、平成 23 年度から 24 年度にかけて県の教育委員会教職員人事課及び特別支援教育課へ分校設置の必要性や教職員の配置について説明を行ってまいりました。その結果、今年度にはいり、県教委から分校設置についての理解を得ることができました。今後、市議会による議決後、県教委による分校設置の認可を受け、平成 26 年 4 月からの条例の施行を考えております。次に、工事関係のスケジュールでございますが、現在、平成 26 年 2 月末の完成をめざして、既存校舎の改修工事及び校舎の増築工事を実施しております。新しい校舎は、平成 26 年 4 月からの供用開始を予定しておりまして、併せて平成 26 年度はグラウンドの整備などの外構工事を実施してまいります。以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【峪委員長】

御質問等ありますか。ないようでしたら、原案のとおり可決してよろしいですか。

【各委員】

<可決>

議案第 5 4 号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理予定者の決定について

【峪委員長】

生涯学習推進課長、市民・子ども局子ども本部子育て施策部長、青少年育成課担当課長お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

それでは、議案第 54 号について御説明申し上げます。川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理予定者の決定についてでございます。本議案につきましては、当該施設を指定管理による運営の継続につきまして、本年 7 月 30 日付けの教育委員会におきまして、御承認をいただいたところでございますが、その後、業務の補助執行先であります、市民子ども局子ども本部におきまして、平成 25 年 8 月 12 日から 9 月 13 日まで指定管理者の公募

を実施し、10月22日にこども本部による「民間活用推進委員会」が開催され、指定管理予定者が選定されました。このたびは、教育委員会あてこども本部長名にて指定管理予定者の決定についての付議がございましたので、御審議をいただくものでございます。なお、指定管理者の決定につきましては、市議会の議決が必要となりますので、本日御承認をいただいたのち、平成25年第4回市議会定例会に議案として上程する予定でございます。それでは、議案書の1ページを御覧ください。さきほど御説明させていただきましたが、こども本部長名による付議の文書の写しでございます。2ページを御覧ください。表の左から管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、指定管理者の住所、名称及び代表者、指定管理期間となっております。管理をおこなわせる公の施設名称は、「川崎市黒川青少年野外活動センター」、施設の所在地は、「川崎市麻生区黒川 313 番地 9」でございます。指定管理者の住所は、「東京都狛江市岩戸北 4 丁目 17 番 11 号」、指定管理予定者の名称及び代表者名は、「特定非営利活動法人国際自然大学校」「理事長 佐藤初雄」でございます。指定期間は、「平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」でございます。3 ページには、指定管理予定者である「特定非営利活動法人国際自然大学校」の概要をまとめてございますので、のちほど御参照ください。説明は以上でございます。引き続きまして、指定管理予定者の選定結果などにつきまして、市民こども局こども本部より御説明させていただきます。

【市民・こども局こども本部子育て施策部長】

こども本部子育て施策部長の中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。では、お手元の「議案第 54 号 参考資料」1 ページ、「1 選定の経過」の(1)を御覧ください。当該施設の指定管理候補者につきましては、平成 25 年 8 月から 9 月にかけて公募を行い、その結果、募集期間内には 5 団体から資料請求がございましたが、実際に応募書類を提出してきた団体は 1 団体のみでございました。次に、選定の経過の(2)でございますが、10月22日に学識経験者、公認会計士及び青少年育成活動等に造詣の深い方々 5 人により構成されました民間活用推進委員会を開催し、書類審査、事業者による提案説明及び質疑応答を行った上で、委員の方々に採点していただきました。次の 2 ページでございますが、応募団体の概要、提案内容について記載しているところでございます。また、次の参考資料 3 ページにつきましては、審査結果でございますけれども、審査結果の詳細につきましては、青少年育成課徳久担当課長より御説明いたします。

【市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課担当課長】

それでは、御説明いたします。参考資料 3 ページを御覧ください。審査に当たりましては、次に御説明いたします 5 つの分類によって行われました。1 つ目は、「応募団体に対する評価」でございまして、応募団体の設立目的、財政基盤、諸規程、法令順守の 4 項目が審査項目で、配点は 20 点でございます。2 つ目は、「事業計画」で、類似施設の運営実績

や情報の公開状況の2項目が審査項目で、配点は10点でございます。3つ目は、「提案内容に対する評価」といたしまして、当該施設運営の基本的な考え方、個別事業の提案、安全管理、利用者ニーズの把握と事業反映などの12項目が審査項目で、配点は60点でございます。4つ目は、「事業の安定性・継続性の確保に対する評価」で、指定期間の更新に伴う継続性の確保策や職員の確保策などの3項目が審査項目で、配点は20点でございます。5つ目は、「事業の経費に対する評価」で、各年度の経費見積の収入内訳・支出内訳、管理経費の節減手法の3項目が審査項目で、配点は30点でございます。5つの分類で24項目の合計点は、委員一人あたり140点となりますので、委員5人が満点を付けると合計で700点となります。そのうち60%以上の得点を取得することが、指定管理者として選考される目安となることを説明し、審査をお願いいたしました。事業者の提案説明の後、質疑応答に移りまして、各委員から経理、経費節減対策、中・高校生利用者の拡充、インターンシップの受入、施設に対する利用者数やスタッフの対応などの質疑応答がございました。その中で特徴的な提案といたしましては、「麻生区早野地区で作られております炭」の利用を行い、地域産業への活性化への貢献や炭や木に関する話を利用者に使え環境教育につなげていくということを考えていくということでございます。また、当該施設の道路に面した斜面が一般の歩行者などから一番良く見える場所となっていることから、斜面に紫陽花を植樹し、「紫陽花ロード」をつくり、景観の美化と癒しの空間の提供に関する取組などが紹介されました。以上のような経過を踏まえまして、採点を行っていただきました。選定の目安は、5人の委員の合計点700点の60%以上ですので、420点を上回ることが選定の条件となります。採点結果は、合計点が471点で、目安となる点数を51点上回り、配点に対して67.3%の結果が出ました。この結果を踏まえまして、当該応募団体を次期指定管理期間の指定管理予定者として選考した次第でございます。民間活用推進委員会での審議と結果につきましては、以上でございます。

【峪委員長】

御質問等ありますでしょうか。

【中村委員】

この提案者の中身については、以前教えていただいたのでよくわかっていますが、それにしては、随分評価が低いんですね。

【市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課担当課長】

その辺は民活委員の方からも、頑張ってるけども、その評価の基準のところ、やはり少し加点をする方向で、やっぱり見ていけないといけないんじゃないかという御指摘をいただきました。ただし、先生方の主観的な部分もありまして、クリアする点数は取っておりますので、これ全般的に見ますと、やはり傾向的な部分があるのかなという気はするん

ですけども、ちょっとその辺はやはり課題なのかなと思ってます。

【中村委員】

特にね、この1番の応募団体に対する評価っていうところがありますよね。ここが、設立目的以外のところに関しては、全部ギリギリですよ。この辺のところは、以前聞いたお話の感じだと、もっと出てもいいのかなと思ったので、ちょっと不安がありますが、それはどうですか。

【市民・子ども局子ども本部子育て施策部青少年育成課担当課長】

先ほども申しましたように、一定のラインはクリアしてるんですけども、そういう意味ではちょっと安全運転というところとちょっと表現がおかしいんですけども、なかなかそのところで、委員さんの評価点なので、我々はちょっと何とも言い難いんですが。委員が言われるように、頑張ってることは頑張ってるので、それはもう少し加点していただくと、我々もですね、ある意味では、いろんなうちのほうの所管の他の事業もありますので、そのところはちょっともう少し、先生方に丁寧に説明をする必要があったのかなという気がしますけども。

【市民・子ども局子ども本部子育て施策部長】

よろしいですか。今、委員がおっしゃられた、特に応募団体に対する評価、ここについては、なかなか標準点を上回る点数が取りにくい部分でもございます。通常、例えば(3)の諸規程の整備につきまして、これはあって当たり前で、それを上回る評価というのはなかなかですね、独自の何かを諸規程で作られているとか、そういうものがないとなかなか評価しにくいと。例えば法令順守についても、通常、法令順守をして評価が3なんですよ。それ以上何か上回るというものが、なかなかやっぱり評価としては、高得点を取るとするのは難しい状況にあるかとは思います。

【中本委員】

でも、それは説明ちゃんとしてないだけで、それについてできてるのかどうかで満点があるわけで、できて当たり前だから3じゃないと思います。

【市民・子ども局子ども本部子育て施策部長】

決して3が悪いという評価ではございませんので、その点御理解をいただければというふうに考えております。

【中村委員】

でも配点5ですよ。5だから、諸規程の整備状況が最低限というか、最低ここはとい

うところをクリアして、ある程度工夫なりやっていたとしたら、それは本来だったら上積みなんでしょうみたいなふうに思うんだけど。ここの審査員の先生たちの、何が3にしましようとか、そういうのは決まっていたんですかね、ベースが。

【市民・こども局こども本部子育て施策部長】

私どもですね、選考に当たっては、選定の基準を、どういうものでしたら3です、どういうレベルでしたら4です、5です、っていうものを、一覧表を作って、それを委員の先生方に提示しております。それに基づいて、委員の方々に評価をしていただいているという形になってます。

【吉崎委員】

よろしいですか。結局、申請してるのは1団体ですよ。これ2団体とか3団体だと、ちょっと差が出ると思うんですよ。1団体しかないの、まあギリギリでいいかという形でつけたんだと思うんですよ、これ点数見ると。本当にきちっと差をつけるなら、4とか3とか出ると思いますよ、二つ出れば。1団体しかないの、落とすわけにはいかないけれども、ちょっとあまり満足できないなと思うから3つけてるんですよ。我々もいろんな審査しますから、わかるんですが、普通4ないとまずいんですよ、国の審査では。いろんな審査ですけどね。3ってね、残らないですよ。だからこれ、1団体だから残ったんであって、普通やっぱり4がないとまずいんですよ。いろんな時には、どんな基準であろうと、大体我々は基準見てつけてますからね、いろんなもの。個人とかいろんな申請ありますけどね。これはやっぱり、1団体が妥当かどうかの判断だけをいただいたんだと思うんですが、2団体出たら全く違う話になる可能性があるという印象を受けましたけどね、私これを見て。

【中本委員】

なんで1団体になっちゃうんですか。そんな魅力がないんですかね。

【市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課担当課長】

前回お話したように、ある意味では特殊業務というか、特殊性が非常に強いので、そのところでは、専門性が高いということと、あと一般の指定管理業務とはそういう意味では違う部分があります。1期の時は2社ぐらい、たぶんエントリーしてきたんですが、そのところの専門性がないということで、この団体に落ち着いたんですけども、その後非常に努力されて、直営時から5年間の間に利用者が倍になったというようなこともありました。なかなか利益が生まれにくい業務ということもありますので、その辺は非常に、一般のビル管理とか施設管理とは違ってきます。我々も、類似した同様な専門性の高いところがエントリーしていただければありがたいなとは思ってたんですが、最初その他に4社

か5社ぐらい、資料請求はあったんですけども、実際にエントリーしてきたのは1団体と
いうことでございました。

【高橋委員】

事業者側というか、私自身も会社をやる立場でいえば、さっきの法令順守の時に、たと
え1社であっても、今後これだけの提出書類を出して、法令順守していますが「普通」
っていわれるのは、非常にこの後の運営に対して士気が下がると思います。結構、法令順
守を普通にこなすって厳しいんですよ。これだけ提出書類を出してますからね。やってる
こと自体が、それ以上って結構厳しくて、それは守らない、規模もたぶんこの資産とかみ
ても大体わかるじゃないですか。それでやっぱりこううまく評価して、この先に進んでね
みたいの部分も、この評価は意外と大事なのかな。そういう意味では、審査員の方も、法
令順守ってどういうものなのかみたいなことって理解いただきたいなという、次からです
ね。それ自体が大変なんですよ、ということだと思っますよね。是非お願いします。

【峪委員長】

たくさん意見をいただきました。どれもみな、温かい御意見だと思います。と同時に期
待も厚いということですので、たとえ競争相手がいなくても頑張ってくださいということ
だと思います。それでは、原案のとおり可決してよろしいですか。

【各委員】

<可決>

10 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。